

訪問看護ステーション アピラ

運営規程

(指定訪問看護・指定予防訪問看護)

1. 事業の目的及び運営の方針

(理念)

- ・安心をお届けする
- ・利用者の生活を主体に考える、看護、リハビリテーション
- ・人権の尊重と自立支援

(方針)

- ・ご利用者が住み慣れた地域社会及び家庭で、安心した在宅療養生活を営めるように、信頼関係を築きながら、心身のケアや在宅生活を支援していきます。
- ・ご利用者が居宅での生活を可能な限り継続できるよう、有する能力に応じた日常生活を支援し、心身の機能の維持・改善を目指します。
- ・サービスの提供にあたり、主治医との連携のもと、訪問看護計画に基づき、適切な看護を実施します。

2. 従業員の職種、員数及び職務内容

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者（兼看護職員）	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名 (常勤・兼務)
看護職員	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2 名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は除きます。	8 時 00 分～16 時 00 分まで

- ・電話連絡等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

4. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容及び利用料

提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

利用料

利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けとする。

当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。

但し支給限度額越えた場合は全額利用者の自己負担とする。

5. 実施地域

北佐久郡軽井沢町 北佐久郡御代田町 小諸市 佐久市

6. 緊急時対応方法

- ・緊急時にサービス実施の看護職員は、管理者に連絡後、指示の通りに、すみやかに主治医または家族に連絡を行う。
- ・事業所は、ご利用者の病気によるリスクを事前に確認し、あらかじめ緊急時に実施する対応を定めておく。
- ・管理者は緊急の連絡があった場合に緊急時対応を担当者にすみやかに指示し、安全のための措置を講ずる。

7. 虐待防止等のための措置に関する事項

事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生またはその再発を防止する為に以下の措置を講ずる

- ・虐待を防止するための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ・虐待防止のための指針の作成
- ・虐待防止のための研修の開催

- ・虐待防止対策の担当者の設置

8. その他、運営事項に関する重要事項

- ・事業所は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ・業務上知り得た情報、及び個人情報について、正当な理由なく漏洩してはいけない。また退職後も同様とする。
- ・ご利用者に対する記録保持を行う。当該ご利用者の契約終了から5年間の保持を行う。また苦情と事故についても、5年間の保持を行う。

附則

この規定は西暦2021年10月1日より施行する。